

特定秘密保護法 施行令
説明資料

内閣官房内閣情報調査室

特定秘密保護法 施行令 概要①

1 指定を行う行政機関の長の限定^(※)(施行令第2条)

- 特定秘密を指定する権限を有する行政機関の長を精査し、指定をしない行政機関の長を列挙。



特定秘密を指定するのは、次の20の行政機関の長のみ。

- ①国家安全保障会議 ②内閣官房 ③内閣府 ④国家公安委員会 ⑤警察庁 ⑥金融庁 ⑦総務省 ⑧消防庁
- ⑨法務省 ⑩出入国在留管理庁 ⑪公安調査庁 ⑫外務省 ⑬財務省 ⑭厚生労働省 ⑮経済産業省 ⑯資源エネルギー庁
- ⑰海上保安庁 ⑱原子力規制委員会 ⑲防衛省 ⑳防衛装備庁

(※)令和元年12月11日現在

2 特定秘密指定管理簿の整備(施行令第3条)

- 行政機関の長は、特定秘密指定管理簿を整備し、指定・解除等を適切に管理。
- 指定の年月日、有効期間、特定秘密の概要、特定秘密保護法別表との対応関係等を記録。

3 特定秘密の表示(施行令第4条等)

- 特定秘密の範囲を外形的に明らかにするため、特定秘密の表示を実施。
→ 対象文書の見やすい箇所に印刷するなど確実な方法で実施。
- 特定秘密の提供を受けた者も同様の措置を実施。
- 指定の解除等の際は、表示を抹消。

特定秘密保護法 施行令 概要②

4 実施すべき保護措置

- 指定をした行政機関(第11条)、都道府県警察(第12条)、適合事業者(第14条)、提供を受ける行政機関の長等(第16条)等が講じる**保護措置**を規定。

主な保護措置

- ① 特定秘密の保護に関する業務を**管理する者の指名**
- ② 職員に対する特定秘密の保護に関する**教育**
- ③ 特定秘密の保護のために必要な**施設設備の設置**
- ④ 特定秘密の取扱いの業務を行わせる**職員の範囲の決定**
- ⑤ 特定秘密を取り扱う場所への**立入り及び機器の持込みの制限**
- ⑥ 特定秘密を取り扱うために使用する**電子計算機の使用の制限**
- ⑦ 特定秘密文書等の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の**取扱いの方法の制限**
- ⑧ 特定秘密の**伝達の方法の制限**
- ⑨ 特定秘密の取扱いの**業務の状況の検査**
- ⑩ 特定秘密文書等の奪取等のおそれがある**緊急事態における廃棄**
→ **奪取等の漏えいを防止するため、他に適当な手段がないと認められる場合に限定**
- ⑪ 特定秘密文書等の紛失等の事故が生じた場合の**被害発生の防止その他の措置**